

預託法に基づく株式会社安惠楽牧場からの報告に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月十五日

参議院議長 平田健二殿

上野通子



預託法に基づく株式会社安愚樂牧場からの報告に関する質問主意書

平成二十三年十一月十四日の参議院消費者問題に関する特別委員会において、山岡消費者及び食品安全担当大臣は、株式会社安愚樂牧場が平成二十二年夏、預託法に基づき消費者庁に対し経営状況の報告を申し出たにもかかわらず、報告を受けずに放置してきたことを認める答弁を行つた。同社を取り巻く問題が史上最大の消費者被害事件と呼ばれるまでに拡大した背景には、消費者庁の怠慢があることは明らかであり、極めて遺憾である。これに関して、以下のとおり質問する。

一 農林水産省は平成二十一年二月、預託法に基づき同社に立入調査を行つた。同調査で明らかになつた当時の同社の経営状況について明らかにされたい。

二 農林水産省は平成二十一年三月、同社に対し経営状況に関する定期報告を要請した。これに対する同社からの報告の時期と内容について明らかにされたい。

三 同社は平成二十二年夏、消費者庁に対し報告を申し出たが、前述の同大臣の答弁のとおり、消費者庁はこれを放置した。同社が報告を申し出た時点から、消費者庁が同社からの報告を受けなくても問題ないと判断した時点までの経過について、それぞれの日付を含めて明らかにされたい。併せて、そのように判断

した理由について、政府の見解を示されたい。

右質問する。